

パートの社会保険加入の拡大

【質問】

私はパートで週 20 時間働いており、雇用保険には入っていますが、厚生年金と健康保険（社会保険）には加入していません。先日、会社から平成 28 年 10 月から社会保険に入ることになることになると聞きましたが、どんな人が新たに入ることになるのでしょうか

【答え】

現在は、勤務時間・勤務日数が常勤雇用者のおおむね 4 分の 3 以上働く方が厚生年金保険と健康保険（社会保険）の加入の対象ですが、平成 28 年 10 月 1 日からは従業員 501 人以上の企業で、週 20 時間以上働く方のうち下記の要件を満たす方にも対象が広がるほか、4 分の 3 基準が明確になり（別紙参照）、より多くの方が社会保険に加入することになります。

1 新たに加える短時間労働者の要件

適用事業所で働く、以下の項目すべてに該当する方です。

- (1) 週の所定労働時間が 20 時間以上であること（残業時間は含めない）
- (2) 雇用期間が 1 年以上見込まれること（更新の可能性のある方を含む）
- (3) 所定内賃金の月額が 88,000 円以上であること（通勤手当、残業代、賞与などは含めない）
不明な場合は「時間給×1 週間あたりの所定労働時間×52 週÷12 か月」で計算
- (4) 学生でないこと（ただし夜間、定時制の方は対象）
- (5) 従業員数（社会保険の対象となっている従業員数）が常時 501 人以上であること
- (6) 現在、75 歳未満であること（厚生年金は 70 歳未満の方）

社会保険に加入すると、保険料の負担が増えますが、これまでより手厚い保障を受けることができます。

2 社会保険に加入する（適用になる）メリット

- (1) 将来もらえる年金が増える
- (2) 障害がある状態になった場合などに障害年金がもらえる
- (3) 健康保険の給付も充実し、傷病手当金や出産手当金がもらえる
- (4) 会社も労働者とほぼ同額の保険料を負担するので、個人で国民健康保険に加入している方などは保険料が安くなる

3 その他気を付けるポイント

- ・社会保険の被扶養者（第 3 号被保険者）かどうかを判断する年収 130 万円の基準に変更はありませんが、年収 130 万円未満であっても、上の加入要件に当てはまる方は、被扶養者とはならず、自身で社会保険に加入することになります。
- ・配偶者が勤務する会社から支給される扶養手当（家族手当等）の支給要件については、その会社にお問い合わせください。

【ワンポイントアドバイス】

- ❖ 厚生年金保険と健康保険の加入手続きは勤め先の会社が行いますが、現在、配偶者の健康保険の被扶養者の方は資格喪失の届出を配偶者の会社を通じて行う必要がありますので、その旨を配偶者の会社に申し出て下さい。
- ❖ 現在、国民健康保険に加入している方は、国民健康保険の資格喪失の届出を自分で行う必要があります。詳しくはお住まいの市町村にお尋ねください。

4分の3基準の明確化について

今までは、「1日または1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者(一般社員)のおおむね4分の3以上」が適用基準でしたが、平成28年10月1日以降は、「1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者(一般社員)の4分の3以上」が新適用基準になります。

今まで「1日または」と「おおむね」が入っていた基準の表現から、これらが無くなり、1日単位の基準が廃止されるとともに、「おおむね」というあいまいな表現が無くなったことにより「1週」単位の所定労働時間をもとに明確に判断するようになりました。

この時間数は就業規則や労働条件通知書で判断することになっています。

たとえば、パートで1日5時間週6日勤務＝1週30時間勤務する方は、一般社員で1日8時間勤務週5日勤務＝週40時間勤務の方と、今までは1日単位で比較していたので、4分の3以上の勤務でないため社会保険に加入していませんでしたが、平成28年10月1日以降は1週単位で比較するため、4分の3以上となり社会保険に加入することになります。

なお、この社会保険の加入基準を守らない事業主には懲役刑または罰金刑とする罰則規定が適用されますので、ご注意ください。

【被保険者の取扱いに係る留意事項】

1 短時間労働者(4分の3未満)の標準報酬月額額の算定に係る支払基礎日数の取扱い
短時間労働者の算定基礎届・月額変更届等における支払基礎日数は、**各月11日以上**の勤務日数があるかどうかで判断します。

2 被保険者資格取得の基準変更

被保険者資格取得の基準(4分の3基準)が明確になります。

改正前	改正後
(a) <u>1日または1週</u> の所定労働時間および1月の所定労働日数が <u>おおむね</u> 4分の3以上	(a) 1週 ^の 所定労働時間数および1月の所定労働日数が4分の3以上
(b)被保険者として取り扱うことが適切な場合は、総合的に勘案し、被保険者の適用を判断すること	(b)廃止

また、4分の3基準を満たさなくても、501人以上の事業所に雇用される短時間労働者で、前ページ1の要件を満たす方は、被保険者となります。

3 被保険者資格取得の経過措置

法施行日後の4分の3基準や前ページ1の要件を満たしていない場合であっても、法施行日前から被保険者である方については、法施行日以降も**引き続き同じ事業所に雇用されている間は、被保険者となります。**